

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年11月20日

分任支出負担行為担当官九州地方整備局

熊本河川国道事務所長 鈴木 学

1 調達内容等

- | | |
|--------------|---------------------------------------|
| (1) 調達件名及び数量 | 平成30年度熊本河川国道事務所植栽剪定作業
1式（電子入札対象案件） |
| (2) 調達案件の特質等 | 入札説明書による。 |
| (3) 履行期間 | 契約締結の翌日から平成31年3月15日まで |
| (4) 履行場所 | 熊本河川国道事務所庁舎敷地内 |
| (5) 入札方法 | |

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札者は、本調達案件価格のほか、本調達案件に要する一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もるものとする。

(6) 電子調達システム（G E P S）の利用

本調達案件は、競争参加資格確認申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）の提出及び入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札までに平成28・29・30年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC又はD等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年3月30日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く）

く。)であること。

- (4) 平成25年度以降において、高木剪定を含む植栽剪定作業を元請けとして履行した実績を証明したものであること。

なお、作業の実績は、国、特殊法人、地方公共団体、地方公社が発注した作業を対象とする。

- (5) 熊本市内に本店を有すること。
- (6) 事業協同組合として申請書を提出した場合、その構成員は、単体として申請書等を提出することはできない。
- (7) 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (8) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
- (9) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 入札説明書の交付を直接受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒861-8029 熊本県熊本市東区西原1丁目12番1号
九州地方整備局熊本河川国道事務所 経理課 契約係（内線225）
電話096-382-1127 fax096-382-0618

- (2) 入札説明書の交付場所及び交付方法

- ① 交付場所は、上記（1）に同じ
- ② 郵送による交付は、郵送料を別に必要とする。

- (3) 電子調達システムのURL

<https://www.geps.go.jp/>

- (4) 電子調達システム、持参又は郵送等による申請書等の提出期限

平成30年12月7日 17時00分

- (5) 電子調達システム、持参又は郵送等による入札書の提出期限

平成30年12月21日 17時00分

- (6) 開札の日時及び場所

平成30年12月25日 10時00分

九州地方整備局 熊本河川国道事務所 入札室

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 競争参加資格の確認のため入札者に要求される事項

本調達案件の入札に参加を希望するものは、分任支出負担行為担当官の交付する入札説明書に基づく申請書等を作成し、下記により提出しなければならない。

- ① 電子調達システムにより参加を希望する者は、申請書等を作成し、上記3（4）

に示す提出期限までにこれを上記 3（3）に示す URL に提出しなければならない。

- ② 紙入札方式により参加を希望する者は、申請書等を作成し、これを上記 3（4）に示す提出期限までに上記 3（1）に示す場所に提出しなければならない。
- ③ 上記①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において分任支出負担行為担当官から申請書等の内容に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- ④ 上記 2（2）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）を有していない者も上記 4（3）により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札までに当該資格の認定を受け、且つ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

（4）落札対象

申請書等を基に、分任支出負担行為担当官において競争参加資格が確認された入札書のみを落札対象とする。

（5）入札の無効

競争に参加する資格を有しない者、入札に関する条件に違反した者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び電子調達システムを利用するための電子認証（ICカード）を不正に使用した者のした入札は無効とする。

（6）契約書の作成の要否 要

（7）落札者の決定方法

予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

また、原則として、当該入札の執行における入札執行回数は 2 回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第 99 条の 2 の規定に基づく随意契約には移行しない。

（8）手続きにおける交渉の有無 無

（9）本調達案件に関する詳細は入札説明書による。